

第2回 京都市駐車場整備連絡協議会 摘録

1 日 時 平成21年6月22日（月）15時30分～17時30分

2 場 所 職員会館かもがわ 2F 大会議室

3 出席者 別紙出席者名簿参照

4 議事内容

（1）開会

（塚口会長）

- 本協議会は、社会経済状況が変貌していくなかで、クルマから公共交通優先の社会を構築していく流れにおける駐車場整備計画を検討するということで、従来の駐車場政策から少し変わった検討が求められているところである。
- 前回の議論では、歩くまち・京都にふさわしい駐車場整備を検討していくということについて、一定の合意が得られたと考えている。
- 本日は、「歩くまち・京都」を実現していくために、京都市全域を対象とした駐車場基本計画について議論していただきたい。駐車場整備計画については、量的な視点だけでなく、まちづくりとの関係を踏まえながら駐車場の配置について検討するような質的な視点についても盛り込んでいきたい。

（2）議事

ア 第1回協議会の議論概要について

イ 「京都市駐車施設整備に関する基本計画」改訂の基本方針

ウ 「京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画」改定の議論のポイント

（3）意見交換

（塚口会長）

- 駐車場基本計画については京都市全体を見渡した議論を、駐車場整備計画については、駐車場整備地区を対象にした議論を、それぞれ進めていきたい。

（早瀬委員）

- 国の環境法の中には、大店立地法を除くとある。環境問題という視点では、大店立地法の駐車場整備について、環境法で例外にしているのは問題だと思う。
こういう例外について、環境都市に当選した京都市から問題提議をして、東京・全国に発信していただきたい。

(事務局)

- 「歩いて楽しいまちづくり」の実現のために考えられる、自動車利用を抑えるという方向と、環境の視点からの大型店舗の駐車場整備について例外を認めないという方向は、一致すると考えている。

(高見委員)

- 環境法において大店立地法が除外されていることは確かであり、東京の方に確認しておきたい。

(倉内委員)

- 「駐車場の質の向上を図る」とあるが、具体的にはどういうイメージか。量的な活用だけでなく、使うべき人が使うといったことが説明できると良い。

(事務局)

- 既存駐車場の有効活用や適正な配置ということで、情報提供や新たな車種の受け入れを検討していきたい。

(島田委員)

- 「こういう良いところがあるので、少しガマンが必要かもしれないが、協力してください。」といった良い面のアピールが必要であると思う。

(事務局)

- 歩いて楽しいまちなか戦略にある、歩行者優先のまちの実現によって、まちの賑わい・活性化が実現すると考えている。まちの賑わいや活性化が実現する可能性があるので、協力してください、というアピールをしていきたい。

(塚口会長)

- 歩行者空間が面的に広がっている海外事例を分析すると、都市には公共交通でのアクセス機能の充実と適切に配置された駐車場機能が必ずある。
- したがって歩いて楽しいまちを作るための必要不可欠な要素として、本協議会では駐車場の適切な配置の議論をすべきであるとする。

(長谷川委員)

- 駐車したいクルマを適切に駐車場に案内する施策が非常に重要になってくると思う。
- 例えば、観光シーズンには観光地周辺の空き駐車場が全くなっているにも関わらず、観光地周辺までマイカーが押しよせているが、都心の駐車場はまだ空きがあるといったことがあると思われる。その辺りの対処方策についても、計画に盛り込まれると良いのではないか。

(塚口会長)

- 自動二輪のための駐車施設については各都市とも不足している傾向にある。

(山田委員)

- 自動二輪も荷捌き駐車も、クルマとは駐車場の選択傾向が異なると考えられる。
- 自動二輪と荷捌きについて、クルマと同様にフリンジ的な箇所に駐車する方向とするのか、幾分かの流入を認めるのか、協議会としての検討が必要である。
- 自動二輪はクルマよりドア・トゥ・ドアの要求が高いと考えられる。
- 荷捌きについても、店舗の前へ駐車することを求めると考えられる。

(塚口会長)

- 小規模な店舗の場合は、共同荷捌き施設を念頭に置いた検討が必要である。
- 共同荷捌き施設を考える際には、荷捌き車両の流入をどこまで許すのかがポイントとなる。例えば、ある程度の流入は許す上で、共同荷捌きスペースを確保するのか、それともフリンジ的な共同荷捌きスペースを確保し、運送してもらうのか。

(早瀬委員)

- 京都駅八条口の新しい商業施設では附置義務が 927 台である。そこで 1,150 台の駐車場を整備する予定である。この整備は、昨今の低炭素のまちづくりをと逆の流れといえる。逆に、駐車場整備の上限を設置するようなことを検討していただきたい。

(塚口会長)

- 現行の駐車場法は、不足している駐車場を確保していくという趣旨であり、国の方でも見直しているところであると聞いている。おそらく世の中の流れを先取りした発言であると思う。
- 計画への盛り込み方については、現行法の枠組みの範囲で、そのような趣旨を反映できるような書きぶりを工夫すべきではないかというのが、個人的な見解である。

(倉内委員)

- 上限の設置は重要であるが、上限だけでは路上駐車が増えてしまったりして解決しない場合もあるのではないかな。
- 都心部には、新しい駐車場が不要である前提のもとに、附置義務を緩和することはあり得るものであるが、附置義務の代わりにどういった貢献を求めるかも考えておく必要がある。

(塚口会長)

- ドイツでは、10 の附置義務に対して、8 は自分で作る、2 は市に資金として供出し、郊外などに駐車場を整備するという制度がある。
- 研究会レベルで議論するにはふさわしいが、制度化を踏まえた本協議会での議論としては、少し時期尚早ではないかな。

(島田委員)

- 高松駅の丸亀町商店街では、商店街で協力して駐車場のないマンションを建設した。周辺に商店街もあることから、クルマを利用しなくても生活ができるため、比較的高齢者が集まるかと思ったが、若い人たちも集まる結果となった。

(早瀬委員)

- 現行の駐車場条例は、駐車場の整備を促進する、クルマ利用をある意味では促進する条例であるため、低炭素社会の考え方に相反すると思う。

(事務局)

- 地方分権で、地方がまちづくり等での特色が出せる部分は「条例」であるが、その条例でも法律に反することはできない。本協議会では、京都市のまちづくりに見合った駐車場条例を考えていきたいが、それは法律の定める範囲の中で、議論していかななくてはならない。
- 駐車場条例に基づいて必要とされる附置義務と、大店立地法で議論される実際に交通処理が見込まれる駐車場台数との乖離があり、附置義務を緩和するだけでは駐車場整備量を減らすことには直結しない。

(早瀬委員)

- 駐車場整備量を直接的に減らすには、条例で定める附置義務の緩和では難しく、法律の問題である。

(長谷川委員)

- 隔地 200m という条件は、どの程度の頻度で適用されているのか。
- 隔地の制度を積極的に運用されると良いと思う。

(岩井委員)

- 隔地 200m という条件は標準駐車場条例に位置づけられている。川崎市など、300m を適用している自治体も存在する。
- 京都市のここ数年の附置義務では、届出全体の 2 ～ 3 割が各地駐車場である。

(塚口会長)

- 隔地制度の積極的な運用という意見に対しては、隔地の距離を伸ばすことが検討課題として挙げられる。

(島田委員)

- 高齢化社会を考えると、200m も 300m も離れた場所に駐車して、本当に利用されるのか疑問である。

(塚口会長)

- あまり離れた場所では使われないが、商業者にとっても敷地内に全て整備しなければなら

ないというのは厳しいものであるので、バランスの問題である。

(山田委員)

- 歩いて楽しいまちというのは、駐車場だけで出来るものではない。
- いろいろの手法により歩行者が安全で快適に歩けるまちが出来上がっているとしたら、そのようなまちでは駐車場から目的地まで抵抗なく歩けると思う。そういった共通認識を持つておかないと、議論が発散してしまうのではないか。

(長谷川委員)

- これだけ情報技術が発達していることを踏まえると、駐車場の位置や情報を完全に把握して、案内システムやP&Rシステムに組み込むということにされてはどうか。

(岩井委員)

- 届出駐車場は、法律上は開業および閉鎖の際に届出が義務化されている。
- 開業の際に 500 m²以上の駐車場は事業所税が非課税となるというメリットがあるので届出されるが、閉鎖の際の届出は担保されているとは言い難い。

(塚口会長)

- 本日の議論をまとめると以下のとおりである。
- 本協議会は「歩いて楽しいまち」と整合した駐車場整備について検討していく。駐車場基本計画は市全体、駐車場整備計画は駐車場整備地区を対象とした計画である。
- おおよそ需給バランスはとれているので、既存駐車場の有効利用や適正配置を目指して必要な量・質の確保を図るのが、改定の方針である。
- 駐車場整備計画について、4つのポイントを今後検討していく。
 - ①自動二輪は附置義務制度化を念頭に、附置義務基準や既存駐車場の転用方法を検討し、公共と民間で協力して整備を考えていく。特に、四輪の駐車場では使いにくいようなスペースを二輪駐車場に活用することも検討してはどうか。
 - ②荷捌き駐車場については、まずは荷捌きの附置義務基準を検討していく。
他にも、大きな店舗は既に荷捌き施設を有している現状から、小さな店舗の共同荷捌き施設の設置を議論すべきである。
 - ③公共交通の利便性の高い施設については、駅からの距離に応じた附置義務基準の緩和が考えられる。また、市街地を守るという意味で、エリアとしての特性を考慮した附置義務の緩和も検討してはどうか。
また、附置義務については、隔地条件を変更することで、配置を誘導することも検討できるのではないか。
 - ④小規模な駐車場については他都市の事例を参照しつつ、現況把握や指導の方策が考えられる。
- 次回は、本日の議論を踏まえて、より具体的な提案をいただければと思う。
- お気づきの点がありましたら、メール FAX などで事務局の方にお伝え願えたらと思う。

(槇村委員)

- 『「歩くまち・京都」総合交通戦略』について6月に中間取りまとめとあるが、すでに何か発表されたものがあれば教えていただきたい。

(事務局)

- 『「歩くまち・京都」総合交通戦略』の中間取りまとめについては、明日発表となっている。皆様方のお手元にもお届けしたい。

(4) その他(事務局)

- 次回協議会については、7月22日に予定しておりますので、よろしくお願いします。

(5) 閉会(水田交通政策監)

- 委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたりまして本当に、ありがとうございました。

各委員から叱咤激励とアドバイスを頂きながら、塚口会長のリーダーシップの元に、駐車場の質の向上に結びつく方向性が示されたと感じている。

次回にはさらに具体的な提案をすることにより、一歩進んだ意見交換をしたいと思っている。新しい時代の駐車場整備計画となるように、『「歩くまち・京都」総合交通戦略』の取組とも連携しながら、検討を進めて参りたい。

また京都市で3つ目の憲章として、歩行者優先憲章(仮称)についてもパブリックコメントを頂戴したいと考えている。最後に、お手元にお配りしているリーフは、民間事業者と連携しながら公共交通を使うことを呼びかける冊子を発行しており、駐車場計画の情報も発信できれば良いと考えている。

本日は、長時間にわたり誠にありがとうございました。

第2回 京都市駐車場整備連絡協議会 出席者名簿

別紙

分野	所属・役職	委員氏名	出欠	代理
学識経験者	立命館大学理工学部教授	塚口 博司	出席	
	京都女子大学現代社会学部教授	横村 久子	出席	
	京都大学大学院工学研究科准教授	山田 忠史	出席	
	岐阜大学工学部准教授	倉内 文孝	出席	
有識者	京都商店連盟 会長	早瀬 善男	出席	
	京都百貨店協会 事務局長	大橋 弘司	出席	
	(社) 京都府建築士会 常務理事	山田 敬子	欠席	
駐車場関係団体	(財) 京都市都市整備公社 総務駐車場部長	奥村 哲也	出席	
	京都駐車協会 会長	青木 善男	代理	理事 津田 和雄
	全京都駐車場協会 会長	島田 哲夫	出席	
市民公募委員	市民公募委員	芝原 直子	出席	
	市民公募委員	長谷川 吉典	出席	
	市民公募委員	松田 直子	出席	
関係行政機関	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長	西海 俊幸	欠席	
	京都府 建設交通部 道路建設課長	中川 茂男	代理	副課長 尾崎 徳士
	京都府警察本部 交通部 交通規制課長	川村 猛	出席	
	京都府警察本部 交通部 駐車対策課長	村山 守	出席	
京都市関係課	都市計画局 歩くまち京都推進室長	佐伯 康介	欠席	
	都市計画局 歩くまち京都推進室担当部長	木村 裕	出席	
	産業観光局 商工部 商業振興課長	高見 孝幸	出席	
	都市計画局 都市企画部 都市計画課長	岩井 英人	出席	
	都市計画局 建築指導部 建築審査課長	溝上 省二	出席	
	都市計画局 歩くまち京都推進室 企画課長	林 裕之	出席	
	建設局建設企画部 建設企画課長	大嶋 政夫	出席	
	建設局 土木管理部 道路河川管理課技術調整担当課長	濱田 滋	出席	
	建設局 土木管理部 自転車政策課長	川越 順二	代理	担当課長 神田 信之